



テミス通信

第 32 号 / 2018年3月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



京都迎賓館の庭

街には春の気配がして、自然と笑顔になってしまいます。

春と言えば、自己紹介をする機会が増えますね。

「事務所は、大阪市北区西天満6丁目の一号線沿いにあります。」と、ここで止めずに、目に浮かぶように伝えたいと思い、

「すぐ近くには法務局、裁判所、税務署、銀行が何行もあり、司法書士、弁護士の事務所が密集しています。事務所から、大阪駅方向に顔を向けると、ビジネス街、ショッピング街ばかりですが、振り返ると、学校や商店街があって人々の暮らしがある、そんな所で仕事をしています。」と続けてみました。

難しく、未だに試行錯誤しています（汗）。

いかがでしょう、イメージしていただけただけでしょうか？

「テミス通信 第32号」をお届けします。

(佐井恵子)

2017年個人情報保護法改正に対応できていますか？

全ての民間事業者に、個人情報取扱ルールの遵守が求められます。個人・法人を問いません。

個人情報保護に関する社内規定は整備されていますか？

既にある規定も、改正法に対応できているでしょうか。

委託契約書についても、改正法に沿った修正が必要です。一度見直してみませんか。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

個人情報保護法が暮らしに与える影響

「プライバシー」に比べ、「個人情報」は、比較的新しい言葉ですね。2003年、企業や団体などの事業者が「個人情報」を適切に取り扱う方法を規定した個人情報保護法（以下「保護法」といいます。）が制定されました。その後、スマホ・カード・ゲーム機などを利用すると、その履歴が残るとともに、ICカード・ポイントカード・GPSの利用に代表されるように、情報通信技術の進展やサービスの多様化により、膨大なパーソナルデータが収集・分析されるビッグデータ時代が到来し、個人情報の提供を免れられない時代が到来していることを背景に、国や産業界から、情報を更に活用したいというニーズが生まれてきました。

また、東北大震災をはじめとする大きな災害にあたって、個人情報として取り扱うべき範囲について曖昧で判断に迷うことがあったということや、名簿が転売されて個人情報が漏洩したという事件が次々とおこったことから、全ての事業者を対象とし、定義を明確化して、個人の権利利益の保護を図りつつ、個人情報の利活用に道を開く改正が2017年になされました。

暮らしの中での個人情報について、取り上げてみました。

どのような情報が「個人情報」にあたりますか？

生きている人のもので、誰の情報か分かるものは、氏名が記載されていなくても該当します。重要情報・秘密情報に限りません。例えば、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレスや、家族構成、生活記録、写真、映像、録音。また、顔認証データや指紋データ、免許証番号、マイナンバー、パスポート番号など。氏名が含まれていなくても、「社長は九州出身だ。」「阪神の監督は・・・」など、誰の情報か分かる場合も該当します。意外と多いですね。ネットでの購入履歴も、誰の情報か分かる場合には該当します。取得・利用にあたっては、利用目的を分かりやすい所やホームページに掲示したり、本人に通知すれば、同意まで必要ありません。

「要配慮個人情報」の取扱いについて特に気をつける点は？

「要配慮個人情報」とは、信条、病歴、障がい、犯歴など、不当な差別や偏見などが生じないように特に取扱いに配慮を求められている個人情報です。取得にあたっては、本人の同意が必要な点が、同意まで必要のない「個人情報」と異なるところです。但し、法令に基づく場合や、人の生命、身体、財産の保護に必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合などには、同意なく取得することが認められます。

同窓会やマンションの管理組合は個人情報取扱事業者となりますか？

保護法における「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利を問いません。従って、同窓会やマンションの管理組合の他にも町内会、サークルなども個人情報取扱事業者となります。

「名簿」を作るとき、「名簿を配布」するときに注意すべきことは？

名簿を作るときには、予め利用目的を本人に伝え、名簿の配布や内容について同意を得ておくことが大切です。

「名簿」は、個人情報を集め、五十音順など一定のルールで検索できる状態にしたものですので、保護法の「個人情報データベース」に該当します。

なお、個人情報データベースを構成する個々の個人情報のことを「個人データ」といいます。利用目的について通知をすれば名簿を作れますが、配布（第三者提供）については、本人の同意をもらっておく必要があります。同意が得られない人については、得られた項目だけ載せる等の対応が考えられます。関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える目的で利用するときにも、本人の同意が必要です。



イベント時の写真を掲示するときに同意は必要ですか？

画像等も個人情報に該当します。個人データではないと解して、予め本人の同意を得ずに、写真をホームページや会報などに掲載しても良いと解されますが、事前に通知又は公表しておく必要はあります。もっとも、プライバシーの権利や肖像権への侵害に当たる場合もあるため、自主的に本人の同意を得る等の対応が望ましいのではないのでしょうか。

個人的に撮影して、個人で利用する場合はこの限りではありません。

生徒が意識を失い、保護者に連絡が取れず先生が病院に付き添いました。

医師から、アレルギーの有無を尋ねられましたが知りうる範囲のことを伝えてもよいのでしょうか？

「要配慮個人情報」を第三者に提供するには、本人の同意が必要ですが、この場合は、人の生命、身体の保護に必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難な場合に該当しますので、保護法は、先生が医師に健康情報を伝えることを認めています。生徒の保護者と連絡が取れ次第、その旨を伝えることが大切です。



保護法は、プライバシー保護を直接規定したものではありませんが、「自分の情報をどこでどのように扱われるか自分で決められる」ことにより、意図しない個人情報の取り扱いが抑制され、結果的にプライバシーの保護に繋がると考えます。過度に萎縮することなく、適正に保護すると共に上手に利用していきたいですね。

(佐井恵子)

自筆証書遺言セミナー ご報告とご案内

「私たちは、笑顔の和を広げます」という事務所理念から、「暮らしに法律を役立てる」お手伝いとして、「誰でもできる！自筆証書遺言の書き方講座」を開催しています。

第6弾は、3月15日に5名の参加をいただいて開催しました。佐井からは、相続の知識をベースに自分で書く遺言、そして新しく民法改正情報を加えてお話を、最後は皆さまとお茶とお菓子をいただきながらのフリートークで、あっという間の2時間でした。

アンケートをご紹介します。

- ・不動産がなくても考えなくてはならない事があると参考になりました。
- ・「後は野となれ山となれ」の気持ちでいりましたが、そうも出来ないと感じています。
- ・ケースケースで分かりやすく丁寧に説明していただき、良かったです。
- ・遺言書の作成を具体的に考えているところでしたので、大変参考になりました。
- ・これを機会にもう少し深く勉強しようかなと思いました。また、このような企画があれば、参加させてもらいます。

ご参加いただき、ありがとうございました。

今回定員となったため、お待ちいただいている方がいらっしゃいます。なるべく早くと思っているのですが、第7弾を平成30年6月7日 午後2時より開催いたします。約40年ぶりの民法の相続分野の大幅な見直しも間近です。全文自筆でなければならない自筆証書遺言の財産目録を、パソコンで作成することも可能とし、法務局で自筆証書遺言を保管する制度を創設するなど、何かと注目を集める自筆証書遺言の書き方を佐井がお伝えします。ふるってご参加ください。

(佐井恵子)

開催日時	6月7日(木) 14時~16時 (15時30分より茶話会)
受講料	3,000円(顧問先様 2,000円) ご参加いただいた方には『コクヨの遺言書キット』 (2,500円相当)を進呈!

『ふりがな』の導入

読み方が難しい漢字があります。といっても、今の時代、辞書をひかなくとも、ネットで調べればすぐに漢字の読み方が見つかる時代です。しかしながら、いくら漢字の読み方を検索しても答えが見つからないものもあります。それは、人の名前です。

司法書士は、仕事柄しばしば本人確認をしますので、名前の読み方にも気を遣います。名前の読み方を間違えられるといい気はしないものですよね。一番困るのは2通りどちらでも読めてしまう名前があります。私の名前も「たけし」なのか「けんじ」なのか、間違って呼ばれることがあります。市役所の窓口で間違って呼ばれても、そのまま返事をしてしまうのは、あるあるです。

2月末に、政府は今春、住民の氏名のフリガナを正確に登録・活用するため、統一な運用指針を作成すると発表しました。戸籍や住民票にフリガナが正式に登録されれば、便利になることは間違いないでしょう。今までは、市役所の担当者が適宜のフリガナを付して管理をしていたようです。もっと昔に改革ができたのでは、、、なんて言わずに、どんどん良いものにしてもらいましょう。



一足先に商業登記の世界でも、フリガナを付す運用が3月12日より始まっています。今後、会社の登記申請を行う場合は、随時、商号のフリガナを申請書に付すことが義務付けられております。



これは、会社の登記簿にフリガナの項目を新たに載せるという意味ではなく、取引先等の会社検索をする際に便利になるように、法務省の登録システムに、正式なフリガナを登録させるという趣旨です。

申請書にフリガナを付すのは登記の委任を受けた司法書士の役割となります。司法書士から念押しで会社の商号の読み方を尋ねられたら、この件だな~と思っていただき、面倒がらずにお答えいただけますと幸いです。

難しい漢字の商号や、英語表記の商号となると、私どもの判断で間違ったフリガナを付してしまってはいけませんので宜しくお願いいたします。

(山添^{タケン}健志)

会社設立のファストトラック化

平成25年に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえて定められた「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」において、会社の設立登記を優先的に処理（ファストトラック化）するものとし、原則として登記申請から3日以内に完了できるようにする取組を行うとされ、全国の法務局においては、平成30年3月12日（月）から、株式会社及び合同会社の設立登記について、ファストトラック化を開始しております。

登記を申請しても、登記が完了して登記簿を取得できる状態になるまでのタイムラグは、従来より悩ましい問題でした。登記簿を取得できなければ、銀行口座の開設もできませんので、実質的にはほとんどその間、取引活動ができないという支障がありましたので、これをとりわけ優先して処理をしてもらえるということは素晴らしい取り組みです。

会社の設立がどんどん促進され、起業の盛んな国（様々なチャレンジのできる国）になることを期待したいですね。

(山添健志)



スタッフ紹介・拡大版 ～春の訪れ～

風も暖かくなり、春の訪れを感じるようになってきました。私たちが見つけた春をご紹介します。



春の訪れと共に、外歩きがしたくなります。

司法書士 佐井恵子



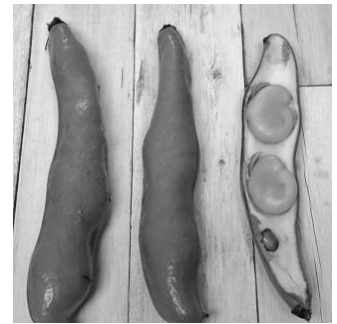
子どもと近くの公園に遊びに行くと、花がたくさん咲いていました。春ですね！ 菜の花が綺麗でした。

司法書士 山添健志



そらまめ。この日はハムと炒めて食べました。

事務局 佐井陽子



大阪天満宮の絵馬かけ所。受験生頑張ってください！

事務局 佐井陽子

花より団子ならぬ花よりお酒♪

春らしい桜のデザインの日本酒を見つけました。

事務局 中村佐和子



いかなご。くぎ煮や釜揚げのいかなごをお店で見かけたり、頂いたりすると春が来たな～と感じます。事務局 後藤葵

花粉症の主人が「ハ〜クショイツツ」と大きなくしゃみをして、この薬達が大量にやってくると、春が来たんだな～と感じます。事務局 後藤葵

不動産登記セミナーのご案内

申込み多数につき、引き続き「よくわかる！不動産登記の基礎知識 登記簿の見方講座」第2弾を、開催いたします。日常のお仕事に役立てていただければという思いで企画しておりますので、普段、不動産登記を見る機会がある方で、ご興味のある方は是非ともご参加いただければ幸いです。

(山添健志)

※当方より折り返しの連絡をさせていただいて、予約の完了とさせていただきますので、連絡先のご記入をお忘れなきよう願います。

よく分かる！不動産登記の基礎知識 登記簿の見方講座

開催日時 6月12日(火) 18時～20時

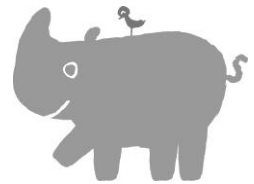
受講料 1,000円(顧問先様 無料)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。株式会社ディーアイエス 澤田隆之様、山崎工機株式会社様、門垣佳代子様、山際美代子様、七転八起 岸本正明様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお預かりしました！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・私たちにとって、4月1日は重要な一日です。これに向けて、3月中にという不動産の譲渡や、4月1日付け会社の合併や会社分割、法人の公益認定等々に向けたお仕事に年初より取り組んでいます。
- ・京都迎賓館の一般公開に参加しました。伝統の技も素晴らしかったのですが、杉やヒノキ、ケヤキ、栗、竹、桐等々、多様な木を活用した内装に、日本の風土の豊かさを感じます。因みに、この日つれづれ歩きをしたところ、歩数計は14660歩！
- ・2月末に、クレオ大阪南 大阪市立男女共同参画センター様より、出前セミナーの依頼があり、社会福祉法人経営の介護施設で働く方々に「プライバシー保護について～個人情報情報の取扱い～」と題して話をさせていただきました。主に、介護の現場で働く方向けの内容となります。
- ・大阪府中小企業家同友会の2月例会で、「司法書士として、経営者として伝えていきたい思い～会社発展のためにこれからすべきことは？～」と題して、経営体験報告をしました。今までの歩みを確認でき、沢山のアドバイスをいただき、大変勉強になり感謝しています。これからは役立ててまいります。
- ・5月のcello発表会に向けてエリック・サティのJe te veux (ジュ・トゥ・ヴー)を練習しています。シャンソンは初めてですが、気持ちよく演奏できそうです。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>